

検査内容変更のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、令和2年度診療報酬改定により、大腸菌血清型別の算定解釈が変更となりましたので、検査項目(指示菌)と検査内容(検査工程)を変更させて頂きたくご案内申し上げます。

何卒、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

■実施日 2020年 9月 7日(月) ご依頼分より

■変更項目および変更内容

案内書 掲載頁	項目コード 統一コード	検査項目	変更箇所	新	現	備考
106 110	7012 6B610	培養同定 (消化管からの 検体)	指示菌	出血性大腸菌O26 ----- 出血性大腸菌O111 ----- 出血性大腸菌*	病原性大腸菌O26 ----- 病原性大腸菌O111 ----- 病原性大腸菌	診療報酬改定に伴う算定解釈変更のため。

* ペロ毒素を産生する大腸菌の検出のみを目的とするため、指示菌:病原性大腸菌(指示菌コード:7125)を廃止し、出血性大腸菌(指示菌コード:7132)に統一させていただきます。

※裏面にも案内がございますので、ご覧ください。

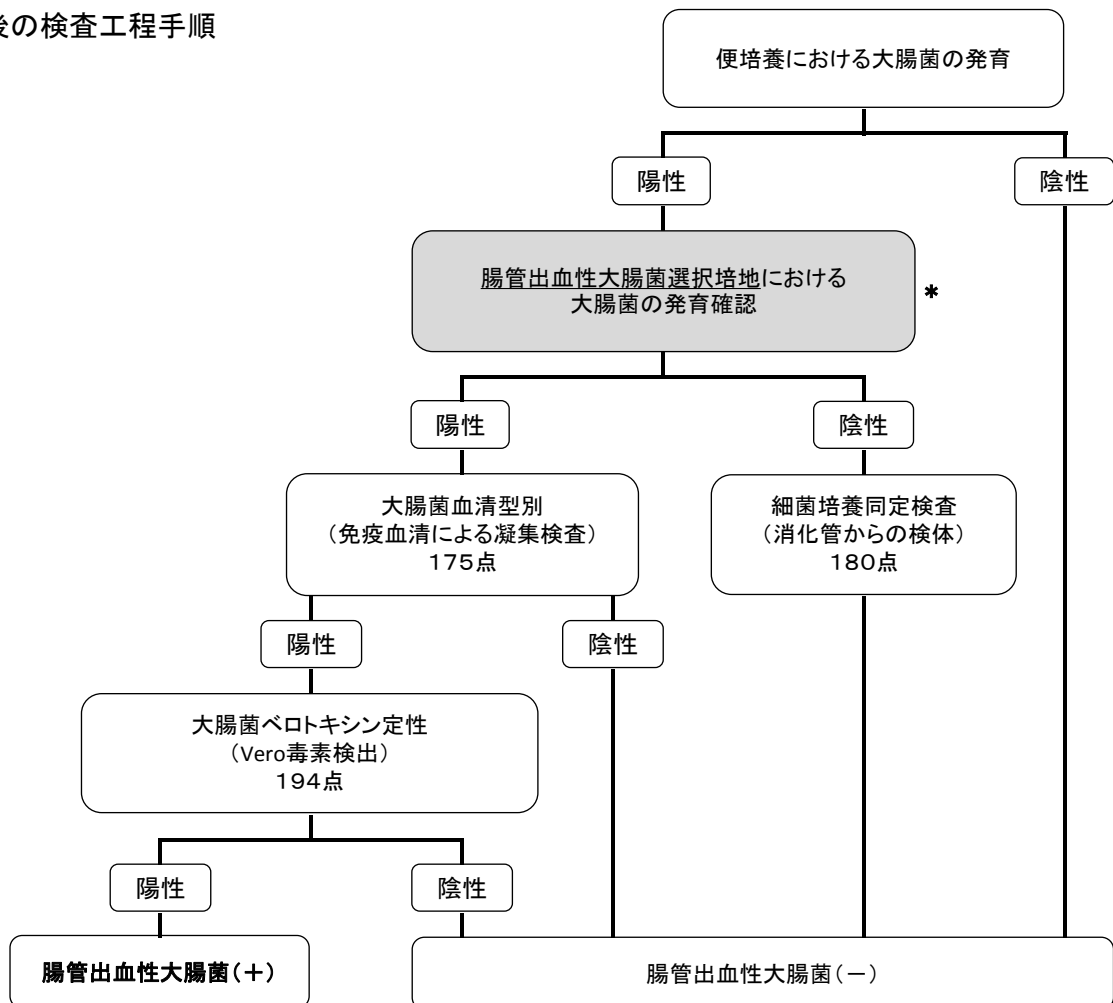
ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。

■診療報酬改定の概要および変更後の検査工程手順

・診療報酬改定の概要

	改定後	改定前
検査項目	大腸菌血清型別	大腸菌血清型別
保険点数	175点	180点
判断料	免疫学的検査判断料 144点	免疫学的検査判断料 144点
注釈	(D012 33)大腸菌血清型別は、D018細菌培養同定検査により大腸菌が確認され、及びD023-2の「3」大腸菌ベロトキシン定性により毒素が確認又は腸管出血性大腸菌用の選択培地に菌の発育が確認され、並びに血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合においてD018細菌培養同定検査の費用(180点)は別に算定できない。	(D012 32)大腸菌血清型別は、D018細菌培養同定検査により大腸菌が確認された後、血清抗体法により大腸菌のO抗原又はH抗原の同定を行った場合に、使用した血清の数、菌種等に関わらず算定する。この場合においてD018細菌培養同定検査の費用(180点)は別に算定できない。

・変更後の検査工程手順



* 腸管出血性大腸菌用の選択培地に大腸菌の発育が確認され、大腸菌血清型別を実施した場合は、検査成績報告書には「大腸菌検出につき、免疫血清による凝集検査を実施しました。」とのコメントが付記されます。大腸菌が検出されていても腸管出血性大腸菌用の選択培地に発育を認めなかった場合には大腸菌血清型別は実施せず、コメントが付記されません。